

# 日本テント工連賠償補償制度 新規ご加入・継続のご案内

2018年度


賠償責任保険普通保険約款／施設所有（管理）者賠償責任保険  
請負業者特別約款／生産物特別約款／賠償責任拡張補償特約（日本テントシート工業組合連合会様用）

## 【加入申込期間】

2018年9月15日より  
2018年10月25日まで

## 【補償期間】

2018年11月1日 ～  
2019年11月1日 午後4時  
（10月25日までにお振込、お申し込んだ場合）



事業活動に関わる  
賠償リスクを  
包括的にカバー



業務・施設・生産物の  
賠償リスクを  
まとめて補償！

- ・簡単なお手続き
- ・2つのプランから選択
- ・納得の保険料

日本テントシート工業組合連合会

〒101-0053 東京都千代田区神田美土代町11番地 アワヅビル 4F  
TEL.03-5283-6676 FAX.03-5283-6678

取扱代理店 有限会社 ORIGIN

〒103-0005 東京都中央区日本橋久松町11-8 日本橋118ビル 2F-B  
TEL.03-5645-5556 FAX.03-5645-5557

# テント工連賠償補償制度の特長

## 特長1 補償の重複や加入漏れがありません。

さまざまなリスク・業務を一つの保険契約で補償します。

- I. 業務中の事故に関わる賠償事故、施設の所有・使用・管理に伴う賠償事故、PL事故、またこれらの賠償事故解決に伴う様々な費用等を、一つの保険契約で補償します。
- II. 会員企業様が行う製造・工事等、業務の違いに関わらず包括的に補償します。

## 特長2 幅広いリスクに対応

会員企業様のご要望にお応えできるよう、  
さまざまな補償をご用意しました。

- I. 工事遂行中の作業対象物の損壊事故や、工事終了後に対人・対物事故が発生し、法律上の損害賠償責任を負った場合の完成・修理後物件の修復費用、見舞金費用(初期対応費用)等、幅広い補償をご提供します。
- II. 被害者から訴えられた場合も想定して、「訴訟対応費用」もご用意しています。



## 特長3 補償の重複や加入漏れがありません。

たったの3ステップで契約完了！

以下のステップで、契約申し込みが完了します。

「お問い合わせ用紙」に  
必要事項を記入し FAX

「加入依頼書」の内容を  
確認の上、押印し FAX

「加入依頼書」の“合計  
振込金額”を送金

※「お問い合わせ用紙」には、直近の年間売上高、年間売上高に占める完成工事高の割合をご申告いただき、合わせて直近の損益計算書を一緒に FAX してください。

※「加入依頼書」では、AタイプとBタイプのいずれかをご選択ください。

## 特長4 2つの補償タイプからお選びいただけます。

ベーシックな A タイプ、高額補償の B タイプをご用意しました。

- I. ベーシックな補償の A タイプ(1億円)と、高額補償の B タイプ(3億円)のいずれかをご選択ください。
- II. お振込みいただいた“合計振込金額”を、全額損金処理することができます。

■ 保険契約者

日本テントシート工業組合連合会

■ 加入対象者

日本テントシート工業組合連合会の会員企業の皆様

■ 被保険者(補償の対象となる方)

- ① 記名被保険者である事業者(法人・個人事業主等)
- ② 記名被保険者である工事業者の下請負人またはその法定代理人もしくは使用人
- ③ 記名被保険者である工事業者の法定代理人または使用人
- ④ 工事(記名被保険者が元請負人として行う工事)の発注者

※上記②～④は記名被保険者の業務に関する場合に限り、また、それぞれの被保険者相互間を他人とみなします。ただし、被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任は補償の対象となりません。

■ 対象となる工事、事業

貴社が日本国内において行うすべての工事を包括的に引受致します。貴社が日本国内において製造販売した製品に起因する対人・対物事故。

■ 補償内容と補償限度額(支払限度額)・免責金額(自己負担額)

補償内容		補償限度額(支払限度額)			免責金額
		補償タイプ	Aタイプ	Bタイプ	
賠償事故 (施設の事故) (請負事故) (生産物事故)	対人・対物 共通	1事故 保険期間中	1億円	3億円	0

補償項目	支払限度額 (1事故・保険期間中)	免責金額	補償項目	支払限度額 (1事故・保険期間中)	免責金額
初期対応費用補償条項	500万円	0	リース・レンタル建設用工作車 損害補償条項	1,000万円	0
(上記のうち見舞費用： 被害者1名あたり)	10万円限度	0	リース・レンタル物件損害補償条項	500万円	0
訴訟対応費用補償条項	500万円	0	仕事の目的物損壊補償条項*	500万円	0
事故現場後片付費用補償条項	基本補償と同額	0	リコール費用補償条項	1,000万円	0
財物の使用不能損害補償条項	1,000万円	0	不良完成品に関する条項	1億円	0
人格権侵害賠償責任補償条項	基本補償と同額	0	治療費用補償条項	10万円	0
漏水危険補償条項	基本補償と同額	0	施設における受託物賠償責任 補償条項	1,000万円	0
管理下財物損害補償条項	基本補償と同額	0	施設敷地内専用車危険補償条項	基本補償と同額	0
(上記のうち直接作業部分)	500万円	0	昇降機包括補償条項	基本補償と同額	0
工事場内建設用工作車危険 補償条項	基本補償と同額	0	弁護士相談費用補償条項	100万円	0
塗装作業危険補償条項	基本補償と同額	0	工事履行遅滞損害	500万円	0
支給資材損壊補償条項	1,000万円	0	データ損壊復旧費用補償	1,000万円	0

※完成・修理後物件自体(仕事の目的物)の損壊と同時に、対人または対物(仕事の目的物のみの損壊事故は除きます。)事故が発生し、損害賠償責任を負った場合に限り、補償します。

上記補償項目によりお支払いする保険金は、**Aタイプ：1億円、Bタイプ：3億円**の総支払限度額に算入します。





## 2018年度 日本テント工連 賠償補償制度についてのご案内

拝啓 時下ますますご隆盛のこと、お慶び申し上げます。  
平素は当会業務に多大なご協力をいただき、誠に有難うございます。

さて、当会にて採用しております掲題の『テント工連賠償補償制度』につきまして、下記のとおり、本年度の募集要綱がまとまりましたのでお知らせいたします。

本年も Chubb 損害保険株式会社 (チャブ保険) を引受保険会社とし、会員の皆様にご納得いただける保険料・補償内容をご用意しております。

2017年度も当補償制度におきまして工事中および引き渡し後の賠償事故が発生しております。ぜひ、この機会に当会の補償制度をご検討くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

### 募集要項

申込締切日	2018年10月25日
団体保険契約者	日本テントシート工業組合連合会
加入対象者	日本テントシート工業組合連合会 会員
保険期間	2018年11月1日～2019年11月1日
中途加入	毎月25日締切。翌月1日から2019年11月1日まで補償

以上

**ご注意 !!**

## 飛散事故防止について

日本テントシート工業組合連合会

今般採用しました「テント工連賠償補償制度」では、これまでと同様に塗料等の飛散事故による賠償は補償されますが、基本的な養生を行わなかった場合、保険金が支払われない恐れがあります。以下の注意事項をよくご確認ください、適切かつ安全な工事現場を確保されるよう、役職員の皆様に徹底をお願いします。

### 飛散防止事故とは？

塗装中のペンキ・鉄粉・火の粉・工具等が風などで飛散し、人・家屋・車両などに損害を与えることです。特に、スプレー吹き付け塗装は、微粒子となった塗料が僅かな風でも飛散するため、適切に周囲の養生を行わないと、損害が発生します。加えて高所での作業は、飛散範囲が広くなり、さらに損害は大きくなります。

※損害防止に必要な措置を取らずに行われた作業による飛散事故については、保険金が支払われない場合があります。

### 防止策

- 塗装のみではなく、**グラインダー等での錆落とし作業**についても注意が必要です。
- **塗装作業をする高さ以上に、しっかりと養生を設置**しましょう。
- 近くに車両がある場合は**移動**してもらるか、**ビニールシート**等で覆います。
- 近隣に壁や塀、洗濯物などに飛散する恐れのある場合は、**風向きなどにも注意し、シートで覆います**。
- 工具など、使用しないものは**必ず収納し、仮置きをしない**ようにします。
- 風の強い日は、慎重に作業を行うよう**朝礼時に打合せし、場合によっては作業を中止**することも必要です。
- 人に傷害を与えないように、**立ち入り防止等、最大限の注意**を図りましょう。



※飛散事故に限らず賠償事故は、基本的な注意喚起や対策で防げることが多くありますので、作業員全員と、繰り返し注意を確認しあうことが大切です。

事故防止の対策は、  
みんなで  
確認しましょう！



## 賠償責任保険 重要事項説明書（ご契約の前に必ずお読みください）

### 1. クーリングオフ

クーリングオフとは、お申込人またはご契約者様が、お申込みから一定期間であれば、ご契約の撤回等が行える制度です。しかしながら、本契約は保険期間が1年以下の契約（保険契約の継続に関する特約を付帯した場合を含む）であるため、クーリングオフの適用対象外となっておりますので、あらかじめご了承ください。

### 2. 重要な事項を弊社にお申出いただく義務（告知義務）

申込書に★印を付けた記載事項（「年間売上高」、「他の保険契約等」）について知っている事実が記載されていない場合または事実と異なっている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。その他の記載事項を含め、ご記入にあたっては十分ご注意ください。

### 3. 補償内容の重複

加入者がすでに同種の補償・特約等をご契約されている場合は、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や支払限度額、加入要否をご確認いただいたうえでご契約ください。

### 4. 重大事由解除について

次のいずれかに該当する場合、保険契約者への通知をもって保険契約を解除することがあります。

- ① 故意に事故を発生させ、または発生させようとしたこと
- ② 保険金請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること
  - ア. 反社会的勢力<sup>(※)</sup>に該当すると認められること
  - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を提供する等の関与をしていると認められること
  - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
  - エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の運営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
  - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- ④ 保険契約者等と弊社との間で信頼関係が損なわれ、契約の存続が困難となる重大な事由が発生した場合
- ⑤ 他の保険契約等との重複により、保険金額・日額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する恐れがある場合

### 5. 分割保険料の払込猶予期間の取扱い

この保険には保険料の払込猶予期間はありません。

第2回目以降の分割保険料は、毎月の払込期日までに払込みください。

### 6. 共同保険について

この保険は、弊社および下記の保険会社による共同保険契約であり、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

弊社は幹事保険会社として、他の引受保険会社を代理・代行して、保険料の受領、保険証券の発行、保険金の支払その他の業務または事務を行っております。

幹事保険会社	非幹事保険会社
Chubb損害保険株式会社	日新火災海上保険株式会社
	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

## 7. 保険会社破綻時の取扱い

保険契約を引き受けている損害保険会社の経営が破綻した場合には、保険金、解約返れい金の支払いが一定期間凍結されたり金額が削減されることがあります。引受保険会社の経営が破綻した場合に備えた保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があります。賠償責任保険のご契約については、同機構によって、事故に関する保険金や解約返れい金が、下記の割合によって補償されます。

ご契約の種類	保険金支払い	解約返れい金
賠償責任保険※	●破綻後3ヵ月間は、保険金を全額支払い (補償割合100%) ●3ヵ月経過後は、補償割合80%	補償割合80%

※ ご契約者が、個人・小規模法人・マンション管理組合である場合に補償の対象となります。本制度の詳細については、弊社ホームページ ([www.chubb.com/jp](http://www.chubb.com/jp)) をご覧ください。

## 8. 個人情報の取扱いについて

弊社は、保険契約申込書等から得た個人情報（保険業の適切な業務運営を確保するために必要な範囲で取得した医療情報等のセンシティブ情報を含みます。）の取扱いについて以下のとおりとさせていただきます。なお、詳細については、弊社ホームページ ([www.chubb.com/jp](http://www.chubb.com/jp)) をご覧ください。

### 1. 主な利用目的について

- (1) 弊社または弊社のグループ会社が取扱う損害保険の案内、募集および販売
- (2) 上記(1)に付帯、関連するサービスまたは各種イベント等の案内、提供および管理
- (3) 損害保険契約の引受審査、引受、履行および管理
- (4) 適正な保険金・給付金の支払
- (5) 新たな商品・サービス開発、問い合わせ・依頼等への対応
- (6) その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するための業務

### 2. 第三者への情報提供について

弊社は、次の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 弊社の業務遂行上必要な範囲内で、代理店を含む委託先に提供する場合
- (3) 再保険契約に伴い当該保険契約の情報を提供する場合
- (4) 弊社のグループ会社、損害保険会社等および国土交通省との間で共同利用を行う場合

## 9. 事故が起こった場合の連絡先窓口

事故が起こった場合には、ご契約の取扱代理店あるいは下記の事故受付窓口にご連絡ください。

**事故受付窓口：0120-011-313（受付時間：年中無休24時間）**

## 10. 保険会社等への苦情・要望などの連絡先窓口

① 弊社への苦情・要望などは、下記にご連絡ください。

**お客様サポートダイヤル：0120-550-385**

**（受付時間：土日、休日、年末年始を除く午前9時～午後5時）**

② お客様と弊社との間で問題を解決できない場合（弊社の契約する指定紛争解決機関）

弊社は、法律に定められた指定紛争解決機関である「一般社団法人保険オンブズマン」と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、解決の申立てを行うことができます。

詳細はホームページ (<http://www.hoken-ombs.or.jp>) をご覧ください。

**保険オンブズマン：03-5425-7963**

**（受付時間：平日午前9時～午前12時、午後1時～午後5時）**